

医療法人財団新六会大富士病院における「医療に係る安全管理のための指針」

1 安全管理に対する基本的な考え方

大富士病院は、患者様が安心して医療を受けられる環境を整備し、各医療現場において安全かつ適切な医療を提供するため、次の3項目を主眼に置き、当院全体で安全管理体制の確立に取り組んでいきます。

- (1) 医療事故を未然に防止するための、組織及び体制の整備を図ります。
- (2) すべての職員の意識改革及び啓発を図ります。
- (3) 医療の質の向上を図ることで、安全で適切な医療を提供致します。

2 安全管理体制の整備

(1) 安全管理委員会等の設置

安全管理のための基本的な考え方を達成するために、安全管理委員会、リスク・マネジメント委員会を置きます。

安全管理委員会は管理者である病院長を委員長とし、医局長、看護部長、薬剤検査部長、栄養部長、事務部長、コ・メディカル部長、各病棟・外来師長、作業療法室主任、デイケア主任で構成します。安全管理委員会の下部組織であるリスク・マネジメント委員会は、各病棟から選任された看護師、作業療法士により構成されます。

3 医療に係る安全管理のための職員研修

全職員の医療の安全管理に対する危機意識の啓発と安全性の向上を図るため、医療安全対策研修を年2回程度定期的に行います。また、院内で重大な事故が発生した場合には必要に応じて開催するものとします。

なお、医療安全対策研修は、病院長等の講義、院内事故等の事例分析及び改善策、外部講師の講演、講習会・研修会の報告伝達、ロールプレイング等の方法で行い、実施内容を記録し2年間保存します。

4 事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策

院内における医療事故(過誤)及びヒヤリ・ハット事例等は、それぞれの報告用紙を用いて提出し、リスク・マネジメント委員会で月毎に収集し、全ケースについて毎月開催される安全管理委員会でとりあげて、改善策を検討します。

5 医療事故発生時の対応

患者様に何らかの事故等が発生した場合には、迅速かつ適切な臨床的対応を行い、救命や回復に全力を注ぐとともに、患者様やご家族に十分な情報提供を行います。また、発生した事故情報の把握、原因究明、対応策及び再発防止策の検討を速やかに図るため「安全管理マニュアル」にもとづき病院長、安全管理委員会に報告させます。いずれの場合でも報告はすべて診療録及び看護記録等にもとづき作成されます。なお、重大な事故が発生した場合には、緊急連絡網により院長及び院内各部署、警察、消防署等へ至急連絡を行います。

6 患者様等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針はホームページ等を通じて一般に開示され、また求めに応じて閲覧できるように体制整備を行います。

7 その他医療安全の推進のために必要な事項

医療安全対策委員会にて本指針の見直し検討を行うほか、医療事故防止に関するマニュアル化の促進や他機関との連携や情報の共有化等を図りながら、医療の安全性の向上に努めます。

【組織図】



